

統計数理研究所統計科学技術センターデータ同化スーパーコンピュータシステム
利用細則

統計科学技術センター長裁定

制定 令和5年7月1日

最終改正 令和8年3月4日

(趣旨)

第1条 この細則は、統計数理研究所統計科学技術センターデータ同化スーパーコンピュータシステム利用規程第11条に基づき、統計数理研究所（以下「研究所」という。）統計科学技術センター（以下「センター」という。）が管理運用する大規模計算システム内のデータ同化スーパーコンピュータシステム（以下「本システム」という。）利用に関する手続き及び利用負担金等について定めるものとする。

(利用及び変更の手続き)

第2条 本システムを利用しようとする者は、利用開始希望日の14日前までに、別紙1により利用申請を行い、別紙2により関係事項の誓約を行うものとする。

2 センター長は、本システムの利用を許可する場合は、申請者（以下「利用者」という。）にアカウントを付与し、通知する。

3 利用者が利用期限以降に引き続き利用を希望する場合は、利用期限の1ヶ月前までに、あらためて申請の手続きを行わなければならない。

4 利用者は、利用許可の期間中に利用者の資格、申請内容に変更がある場合は、別紙1により速やかに再度の申請を行わなければならない。

(利用負担金)

第3条 利用負担金の額は、別表に基づき、利用実績に応じて定めるものとする。

2 利用者は、利用が複数月にまたがる場合であっても、原則として利用負担金は1ヶ月ごとに精算するものとする。

3 利用者は、利用負担金については、振込依頼書を受領後、指定された振込期限内に当該金額を指定の口座に振り込まなければならない。

4 前項の振り込みが行われない場合は、利用許可を取り消すものとする。

(利用負担金の見直し)

第4条 前条第1項に定める負担金については、必要の都度見直しを行うものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、利用負担金に関し必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	内容	利用負担金（税込）
演算（計算ノード）	1 シャーシ（4 CPU） 1 時間単価	1 1 4 円